

別記

世帯書

赤線檢査器株式會社役員事務會議ハ左記ノ条件ニ依リ内
瑞解スルニ就テハ遺書券通ヲ作成シ當事者双方及調停者
各一道ヲ持タルモノトス

左記

一會社ハ解雇者ニ對シ解雇手当トシテ金四百九十五元六角也
又、給付ルモノト

一會社ハ解雇者ニ對シ金壹萬トシテ金五百五拾圓也又支給スル
モノト

一會社ハ昭和五年五月二十九日也又支給スルモノト
一量ニ給付スルモノト又ハ何後會社ト異同存スルモノト

昭和五年六月二十八日

赤線會社代表

中林行次 (印)